

# 名張市職員措置請求書

名張市〇〇〇〇（職員）に関する措置請求の要旨

## 1 請求の要旨

名張市は平成 18 年 9 月 26 日、三重大学浦山研究室（以下「研究室」という）と委託研究「歴史的建造物改修に係る基本設計業務ならびに当該建造物を活用した管理運営モデルの開発、運営効果の測定に関する研究及び実践」（以下「研究」という）の契約を結び、翌 19 年 3 月 31 日に研究室の報告書「歴史・交流拠点としての旧細川邸改修に向けて」（以下「報告書」という）が提出されて契約が履行された。研究の対価として名張市から三重大学に「名張まちづくり塾」事業費の名目で 1,499,000 円が支払われたが、これは公金の不当な支出であると思量される。以下にその理由を述べる。

1 点目。細川邸の整備については、平成 17 年 6 月に発足した「名張まちなか再生委員会」（以下「委員会」という）が、名張市から委託を受けて検討を重ねてきた。委員会の 18 年度総会で「NPO なばり実行委員会」（以下「NPO」という）の設立が承認され、そののちに開かれた委員会の役員会で、細川邸に関する検討を委員会から NPO に付託することが決定されたが、この付託には合理的な理由を見出すことができない。いっぽう NPO の世話人会では、新たに「マネジメント委員会」を発足させ、研究室と「マネジメント委員会」が細川邸の具体的な改修計画を検討することの決定を見たが、この決定にも合理的な必然性は認められない。また、NPO による決定には名張市の意向が反映されていないため、NPO が独自の判断で研究室への研究委託を行ったとしても、名張市にその対価の支払い義務が生じることはあり得ない。委員会から NPO への付託の不当性と NPO による決定の自立性とに照らして、「名張まちづくり塾」事業費の支払いが公金の不当な支出であることは明白である。

2 点目。報告書の内容については、平成 17 年 3 月策定の「名張まちなか再生プラン」に《細川邸を改修して歴史資料館とします》と明記されているにもかかわらず、《「名張まちなか再生プラン」において、旧細川邸を改修し、歴史・交流拠点として整備することが提案されている》とするなど事実と反する記述が散見され、研究の信頼性に疑問を抱かせる。また、報告書が提案する「イベント利用」「日常利用」などは「歴史・交流拠点」の概念から逸脱しており、「歴史・交流拠点」という限定を除外して考慮した場合にも、細川邸を活用するにあたって有効な方途であるとはいいがたい。これらのことから、報告書は細川邸の整備を方向づけるうえで著しく妥当性を欠いていると結論せざるを得ず、ゆえに研究を公金の正当な使途として認めることは不可能である。なお、「名張まちなか再生プラン」を策定した名張地区既成市街地再生計画策定委員会の委員長、および平成 18 年度の委員会副委員長を務めたのがともに研究室の主宰者であり、その研究室と NPO によって研究の実施が決定されたうえ、契約が正式に締結される以前から研究室と「マネジメント委員会」によるワークショップが行われていたという一連の事実には、公平性の見地から納得しがたいものがあることを付記しておく。

以上の理由によって、「名張まちづくり塾」事業費が公金の不当な支出であることは明らかであり、当該契約によって名張市が 1,499,000 円の損害を被った事実には疑いを容れる余地がない。当該契約における名張市の責任者である名張市長によって損害全額が補填されることを求めるとともに、報告書に基づいて行われた細川邸整備の実施設計は無効であると判断されるため、細川邸の整備事業においてこの実施設計を無効化するための措置を求めるものである。